

個人情報保護についての内部規定

シーザルはご利用者の安心を得られる、徹底した情報管理を行ないます。

1. ご利用者の情報は介護サービスにとって極めて重要であり、十分な情報を収集する必要がある。しかし、本来ご利用者の情報は介護保険法や個人情報保護法において守秘義務があり、さらにいえば、人権保護の立場においても、情報漏えいによりご利用者の心理的社会的損失を引き起こすことがある。そのため、シーザルにおける「個人情報の利用目的」に示す目的以外にこの情報を利用してはならない。
2. シーザルにおける「個人情報の利用目的」のために情報を収集する旨を職員はよく理解し、必要あればご利用者に説明しなければならない。
3. 各事業所においてはサービス契約時に、情報の利用目的をご利用者によく説明し「個人情報使用同意書」を必ず記載していただくものとする。
4. ご利用者の情報は、そのご利用者に携わるシーザル職員に共有する必要があるが、口頭での伝達には第三者に漏えいしないように公の場では行なわないなどの配慮を行なう。
5. 体調、血圧、脈拍など、ある程度の身体所見以外の重要な医療的データは、主治医よりご利用者に伝えるものとする。その旨を理解し、必要があればご利用者にその旨を説明する。
6. 個人ファイルほか利用者情報は、施錠できる場所にて管理する。